

## 表1 防災訓練の主な内容

### ①水防・災害対策本部における初動訓練

- 役場、消防団、只見駐在所、消防署で構成される対策本部の運営

### ②ダム放流時における通知・通報訓練

- 電源開発(株)との協定に基づく降雨・出水時におけるダム放流時の通報や連絡、広報

### ③河川巡視訓練

- 水防計画に定められた水防団による河川の巡視

### ④避難訓練、避難誘導訓練

- 避難準備情報、避難指示情報に基づいた避難活動（避難の仕方、経路、場所等の確認）
- 災害時要援護者等の確認、対応

### ⑤土のう訓練

- 消防団による土のうの作成から積み方までの技能習得

### ⑥炊き出し訓練

- 町内14ヶ所で婦人会、町赤十字奉仕団による炊き出し



町制施行60周年を「防災元年」に

# 只見町防災訓練

平成27年以来となる  
全町での防災訓練に

8月25日、町制施行60周年記念事業の一環として、只見町防災訓練(水害対応)が実施され、1000人を超える町民の皆さんが参加しました。同訓練は、近年多発化する災害に備えることを目的に、過去に本町が直面してきた豪雨災害の経験をふまえ、「庁舎の暫定移転や組織機構改革をふまえた災害対策本部の体制確認」「警戒レベルを用いた避難情報の発信と避難行動の確認」に重きを置き、只見町全体を対象に行われたものです。こうした防災訓練の全町での実施は、平成27年以来4年ぶりとなります。

当日は、7時30分に「大雨・洪水警報」が発令されたという想定のもと、9時30分に「避難準備情報」(警戒レベル3)、10時に「避難指示情報」(警戒レベル4)が町の広報無線と携帯電話に一斉送信される緊急速報メールで発信され、町民の皆さんが各避難場所へと避難活動を行うとともに、対象の避難場所です婦人会や町赤十字奉仕団による「炊き出し訓練」が実施されました。また、3地区の消防団約120人が避難誘導に加えて、河川巡視や土のう積訓練を行い、水害時の現場対応を確認しました。



集落毎に各避難場所へと避難を行なった(写真:沖・根木沢集会所)



只見町赤十字奉仕団による炊き出し訓練(写真:只見振興センター)

## 表2 訓練の流れ

2019年8月25日(日)

- 7:30 大雨・洪水警報の発令
- 8:33 水防本部設置
- 8:33 ダム放流の広報(広報無線)
- 9:00 土のう積開始
- 9:22 災害対策本部へ切り替え
- 9:31 避難準備情報の発信(広報無線、緊急速報メール)  
福祉避難所(保健福祉センター、診療所)の開設

### →高齢者等の避難開始

- 10:00 避難指示広報の発信(広報無線、緊急速報メール)

### →全員避難開始

- 11:00 避難完了(警報解除、ダム放流停止広報)
- 11:02 避難指示解除
- 11:23 災害対策本部解散

緊急速報 日 10:02  
緊急速報  
【訓練】避難指示  
これは訓練です。  
警戒レベル4 直ちに全員避難  
こちらは只見町です  
発令内容: 8月25日10時00分、以下の地域に  
避難指示を発令  
対象地域: 全町  
理由: 大雨による浸水被害の恐れ  
行動要請: 直ちに全員避難を開始してください  
近くの安全な場所または屋内の高いところへ避難し  
てください  
(訓練: 只見町)  
(只見町)

### ▲避難指示の緊急速報メール



▲災害対策本部の様子



▲3地区で行われた消防団による土のう積訓練  
(写真: 只見保育所)

対策本部は、8時33分に水防本部を設置、9時22分に災害対策本部に切り替えられ、11時23分の解散まで被害情報や避難情報の集約・整理をしながら、対応や動きなどについて確認を行いました。本部の一連の対応を含め、主な6項目の訓練(表1参照)について、多くの関係団体からご協力をいただきながら、ケガ人等なく、無事に全ての訓練を完了しました。

近年、全国各地で大きな自然災害が相次いでおり、ここ只見町も非常に大きな被害を受けています。町としては、町制施行60周年である令和元年を「防災元年」と位置づけ、今後災害があった場合の被害を最小限に食い止めるため、本訓練で明らかになった課題を分析し、必要な体制・対策を取ることができるよう検討を進めていきます。大規模・突発化する災害に対応するため町民の皆さんには、「自分の命は自分で守る行動」を心がけるとともに「安全・安心なまちづくり」を推進していくためのご協力を引き続きお願いいたします。

## 並行して福祉避難所の開設訓練を実施

表1の訓練と並行して、保健福祉センターと朝日診療所では、福祉避難所の開設訓練を実施しました。同訓練は、保健福祉課の職員が消防署の救急隊や女性消防団員とともに、地区避難所から福祉避難所へ要配慮者(高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等)の移動支援、受入から医師の診察までをひと通り行い、実際の流れや対応を確認するものです。要配慮者としてご協力いただいた皆さんはもちろん、救急隊や医師の方々にもご協力いただき、実際の場面を想定した有意義な訓練を行うことができました。

特に災害が長期化した場合は、福祉避難所の役割が重要となるため、「保健福祉」の観点に基づいた備えについても、万全なものとなるように進めていきます。

▶要配慮者の移動支援を行う職員と女性消防団員



▶ストレッチャーで要配慮者を診療所内に運ぶ救急隊員

